

情報通信行政・郵政行政審議会  
電気通信事業部会（第122回）議事録

第1 開催日時及び場所

令和4年5月27日（金）9時30分～10時11分  
Web審議による開催

第2 出席者

（1）委員（敬称略）

三友 仁志（部会長）、佐藤 治正（部会長代理）、大谷 和子、  
川濱 昇、西村 真由美、藤井 威生、森 亮二、山下 東子

（以上8名）

（2）専門委員（敬称略）

相田 仁

（以上1名）

（3）総務省

二宮総合通信基盤局長、北林総合通信基盤局電気通信事業部長、  
林総合通信基盤局総務課長、  
川野料金サービス課長、寺本料金サービス課企画官  
河合料金サービス課課長補佐、瀬島料金サービス課課長補佐、  
古賀電気通信技術システム課長、  
鈴木電気通信技術システム課番号企画室長

（4）審議会事務局

福田情報流通行政局総務課課長補佐

第3 議題

（1）答申事項

ア 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の電報サービス契約約款等の変更の認可について【諮問第3149号】

イ 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指

定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（長期増分費用方式に基づく令和4年度の接続料等の改定）について【諮問第3150号】

(2) 諮問事項

電気通信番号計画の一部変更について【諮問第3151号】

## 開 会

○三友部会長 おはようございます。よろしくお願いいたします。

ただいまから情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会第122回を開催いたします。本日はWeb審議を開催しており、委員8名全員が出席されておりますので、定足数を満たしております。

Web審議となりますので、皆様、御発言の際はマイク及びカメラをオンにし、お名前をおっしゃっていただいてから御発言をお願いいたします。

また、傍聴につきましては、Web会議システムによる音声のみでの傍聴とさせていただきます。

それでは、お手元の議事に従いまして、議事を進めてまいります。本日は、答申事項2件、諮問案件1件でございます。

## 議 題

### (1) 答申事項

ア 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の電報サービス契約約款等の変更の認可について【諮問第3149号】

○三友部会長 初めに、諮問第3149号「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の電報サービス契約約款等の変更の認可について」、審議いたします。

本件は、本年3月28日、月曜日開催の当部会において、総務大臣から諮問を受けて審議を行いました。3月29日火曜日から4月27日水曜日までの間、意見招請を実施いたしました。

それでは、総務省から説明をお願いいたします。

○瀬島料金サービス課課長補佐 総務省料金サービス課でございます。資料122-1に従いまして、御説明をさせていただきます。

3月28日、諮問の際の御説明の繰り返しになりますが、まず申請の概要について、御説明をさせていただきます。6ページまで飛んでいただきますよう、お願いいたします。

申請の概要でございます。申請者はN T T東日本、N T T西日本でございます。申請日は令和4年3月18日であり、申請概要としましては、N T T東日本、N T T西日本が行う電報事業について、電報の取扱通数減少に伴う収益悪化を背景に、経営効率化のため、電報の配達条件及び料金等を見直すものでございます。

ページおめくりいただきまして、7ページは電報の現状の概要でございますので、説明を省略させていただきます。

8ページを御覧ください。今回の国内電報サービスの提供条件の見直しの全体像でございます。

まず、①受付時間でございます。当日配達を受付時間を19時までのものを14時に変更するものでございます。また、②③についてですけれども、配達日による配達員による配達対象エリア及び配達対象日。こちらについて基準を緩和するものでございます。こちらについては令和4年10月に変更を予定してございます。

次に④受付方法でございます。こちらはF A Xの受付を廃止。次に⑤電報の種類でございますが、こちらは定文電報を廃止し、これは来年1月に変更を予定してございます。

また、⑥料金についてでございますが、現在の料金体系は、文字数課金、W e b、電話、ファクスの別となっております。また、かな電報、漢字電報の別、一般、慶弔の別と、複雑な複数の料金体系になってございます。こちらをページ当たり基本額1,200円とし、W e bの場合は1,200円、電話受付の場合は電報託送加算額が400円加算されますので1,600円とする料金体系に変更することを予定してございます。こちらは来年1月から変更を予定してございます。

ページをおめくりいただきまして、9、10ページは説明を省略させていただきます。11ページまで飛んでいただければと思います。こちらについて、料金体系でございます。先ほど申し上げたように、改正後の料金については、1ページ当たり1,200円という予定でございますが、現在の平均利用額はどれくらいかと申し上げますと、W e b申込みの場合は1,690円。電話申込みの場合は1,670円と、一番右側の利用状況を見ますと、大体W e bの場合は81%が割安、電話の場合は52%が割安となる料金設定を想定してございます。

なお、この1,200円は、現在の料金体系で言いますと、慶弔用で漢字の場合、大体55文字程度の料金になりますので、大分全体的には割安感になっているかと思っております。

12ページを御覧ください。こちら料金体系1,200円の根拠でございます。1ページ当たりの原価及び報酬を加えて算定しているものでございます。

申請の概要は以上でございます

2ページにお戻りください。こちら、パブリックコメントによる意見及びその意見に対する考え方でございます。先ほどございましたように、意見募集期間としては、令和4年3月29日から4月27日、意見の提出者としては、個人から2件提出されたところでございます。

ページおめくりいただきまして、3ページでございます。まず、意見1。この値上げや条件変更はやむを得ないと思われれます。いろいろな情報伝達手段がある現状ですから、電報業務については完全自由化にしてよいのではないのでしょうか。このような御意見を頂戴しました。

考え方として賛同の御意見として承ります。本意見募集の対象は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の電報サービス契約約款及び料金の変更の認可についてであり、完全自由化に関する御意見については、総務省において今後の参考とすべきと考えます。このような案をつくりました。

続いて、意見2でございます。こちら個人でございます。本改正の多くに反対である。当方としては、文字数により料金算定ではなく、ページ当たりによる料金算定に改正するだけで、取りあえず様子を見るべきと考える。電報については、多くは短い文で示されているのが定例となっており、つまり低費用での利用がかなり多いものになっているが、それをより高額とするだけでかなり収益改善になるのではなからうか。なるべくであれば、全国の利用者・潜在的利用者がより便利に使えるサービスであることが望ましいと考えるが、電報について取りあえず当該の料金変更を行うだけで様子見をするのがよいのではないかと考える。このような御意見を頂戴しました。

考え方でございます。本件変更申請は、利用通数が減少傾向にある電報サービスの事業継続のために分かりやすい料金体系の移行と費用削減のためのサービス変更を行うものと認識しています。料金体系の変更については、賛同の御意見として承ります。なお、本件変更後の料金は、費用削減のためのサービス変更を前提とした原価及び報酬額を基に適切に算定されているものと認識しています。料金体系の変更と併せて行う配達条件等のサービス変更についても、電報サービスの利用通数が減少傾向にあること、及び、代替となり得る他の通信手段等の存在から、社会的経済的事情に照らして著しく不相当

とは言えないと考えます。

次のページでございます。本件変更後の料金やサービス条件等については、総務省からNTT東日本、NTT西日本に対し、全国の利用者及び潜在的な利用者において混乱が生じないよう、十分な周知及び適切な問合せ対応を行うよう求めることが適当と考えます。このような考え方の案を作りました。

ページを戻っていただきまして、1ページでございます。こちらの考え方を踏まえまして、答申書（案）を作成させていただきました。

こちら答申書（案）でございます。1、本件、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の電報サービス契約約款及び料金の変更の認可については、認可することが適当と認められる。なお、提出された意見及びその意見に対する当審議会の考え方は、別添のとおりであり、総務省において、以下の措置を講じることが適当である。別添については、先ほど申し上げたとおりでございます。

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社に対し、全国の利用者及び潜在的な利用者において混乱が生じないよう、電報サービス契約約款及び料金の変更に関する十分な周知及び適切な問合せ対応を求めること。こちら考え方のとおりでございます。

御説明については、以上でございます。御審議のほど、よろしく願います。

○三友部会長　　どうも御説明ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして、御意見あるいは御質問がございましたら、チャット機能にてお申し出ください。

森委員、よろしく願います。

○森委員　　御説明ありがとうございました。私も審査基準等に照らして答申このとおりで結構かと思えます。

パブコメの前にも申し上げましたけれども、FAXの受付はそこそこ数がありまして、あとは電話、対面、Webということが残るわけでございまして、それで大丈夫だと思うのですが、ただ、もしかすると、聴覚障害等であって、かつ高齢でWebが使えない人がいらっしゃるかもしれませんので、そこについても、資料拝見しますと、参考資料の16ページとかですが、NTT東日本及びNTT西日本の書かれたものとして、条件見直しについて「社内外の様々な設定を活用しながら丁寧な対応周知を実施」とありますので、そちらでそういうお困りになってないかはしっかり把握して、お進めいただきたいと思えます。

以上です。

○三友部会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御意見につきまして、事務局から何か回答ございますでしょうか。

○瀬島料金サービス課課長補佐 総務省でございます。

御意見頂きましたとおり、本件につきましては、答申書（案）に示させていただいたとおり、周知及び問合せ対応をしっかりと努めるようNTT東西に対して要請を行ってきたいと思えます。

以上でございます。

○三友部会長 ありがとうございます。

森委員、よろしいでしょうか。

○森委員 結構です。ありがとうございました。

○三友部会長 ありがとうございます。

その他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

もし、ほかに御意見等ございませぬようでしたら、諮問第3149号につきましては、お手元の答申案のとおり、答申したいと思えますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○三友部会長 ありがとうございます。それでは、答申案のとおり、答申することといたします。ありがとうございました。

イ 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（長期増分費用方式に基づく令和4年度の接続料等の改定）について【諮問第3150号】

○三友部会長 続きまして、諮問第3150号「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（長期増分費用方式に基づく令和4年度の接続料の改定）について」、審議いたします。

本件は、総務大臣から諮問を受け、本年3月28日月曜日開催の当部会において、審議を行い、3月29日火曜日から4月27日水曜日までの間、意見募集を実施いたしました。その結果を踏まえて、接続委員会において、調査検討を行っていただきました。

本日は、同委員会の相田主査より、委員会での検討結果について御報告頂きます。

それでは、相田主査、よろしくお願いたします。

○相田接続委員会主査 接続委員会の主査を務めております相田でございます。

それでは、諮問第3150号、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可につきまして、資料122-2により、接続委員会における調査・検討の結果を御報告させていただきます。

本件は、NTT東日本及びNTT西日本から長期増分費用方式に基づく令和4年度の接続料等の改定を行うため、接続約款の変更認可申請があったことを受けたものです。

本件につきましては、先ほど三友部会長から御説明がございましたとおり、本年3月29日から4月27日までの間、意見募集を行いました。提出された意見を踏まえまして、メール審議にて、5月18日から5月23日まで開催いたしました接続委員会におきまして、接続約款変更案及び提出された意見に対する考え方について検討を行い、当委員会としての考え方を整理いたしました。

その結果、資料122-2の2ページのとおり報告書を取りまとめ、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の変更の認可につきましては、諮問のとおり認可することが適当と認められるとの結論を得ましたので、その旨御報告させていただきます。

提出された意見及びそれに対する考え方につきましては、資料122-2の別添にとりまとめており、その具体的な内容につきましては、総務省から御説明いただけることですので、よろしくお願いたします。

○河合料金サービス課課長補佐 総務省でございます。

資料、下側のページ番号2ページを御覧ください。報告書の別添といたしまして、意見募集で提出のありました意見と、これに対する考え方をまとめております。

提出のありました御意見は1件、楽天モバイルからでございます。「接続約款改正案に規定された「加入電話・メタルIP電話接続機能」に係る措置の内容に賛成。今後も、PSTNモデルとIPモデルの加重平均値が接続約款に規定されることとなっていると認識している。」という御意見でございます。

これに対する考え方ですが、賛同の御意見として承る旨、また指摘のございました加入電話・メタルIP電話の発着信に係る接続料は、令和4年4月から令和6年12月までの間、PSTNモデルとIPモデルの加重平均により算定することが規定されている旨記載をしております。

事務局からの説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○三友部会長 御説明ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、御意見あるいは御質問がございましたら、チャット機能にて申し出をお願いいたします。

よろしゅうございますか。

それでは、とくに御意見等ございませんようですので、諮問第3150号につきましては、お手元の答申案のとおり答申したいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○三友部会長 ありがとうございます。それでは、案のとおり答申することといたします。

相田主査、ありがとうございました。

○相田接続委員会主査 ありがとうございます。

## (2) 諮問事項

電気通信番号計画の一部変更について【諮問第3151号】

○三友部会長 続きまして、諮問事項に移ります。

諮問第3151号「電気通信番号計画の一部変更について」、総務省からの御説明をお願いいたします。

○鈴木電気通信技術システム課番号企画室長 番号企画室の鈴木でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

資料122-3。電気通信番号計画の一部変更について御説明を申し上げます。諮問書の説明は省略させていただきまして、PDFの資料4ページ、右肩2ページをお開きいただければと思います。

電話番号・電話転送サービスの提供ルールに関する改正概要といたしまして、リード文にございますけれども、本件は昨年12月の情報通信審議会答申を踏まえまして、電話番号・電話転送サービスの提供ルールを制度化するために、電気通信番号計画等の改正を行うものでございます。

改正の概要に入ります前に、記載はございませんが、今申し上げた情報通信審議会、情通審と略しますけれども、その答申の概要、経緯について若干触れておきたいと思い

ます。

情通審におきましては、固定電話番号を使用した電話転送サービスの在り方について、御議論・御検討いただきました。電話転送サービスは近年リモートワークなどで有効に活用されている一方、残念ながらその便利さゆえに、特殊詐欺などの不適正利用の手段となっている実態がございます。こうした不適正利用は、電気通信番号・サービスの卸提供を受けた事業者が提供するサービスにより行われるケースも指摘されておりまして、このような実態を踏まえて、電気通信事業者間における電気通信番号・サービスの提供ルール、いわゆる卸提供ルールを定めることなどについて、御提言を頂いたところでございます。

総務省といたしましては、本年1月から、関係の事業者との間で電話番号・電話転送サービスの諸課題を検討する連絡会を開催しまして、卸提供のルール化について検討議論を行ってきたところでございます。この連絡会の議論も踏まえて、今般制度を見直すものでありますこと、冒頭申し上げたいと思います。

それでは、1ポツの改正の概要から説明いたします。(1)電気通信番号計画、総務省告示の変更でございます。①として、電気通信事業者が、利用者設備識別番号、固定電話番号(0AB～J)や特定IP電話番号(050)など、こういった番号を提供する場合の遵守事項を制定することで、主に電気通信番号・サービスの提供サイド、卸元事業者に一定の事項を遵守していただく内容のルールでございます。

電気通信事業者が、他の事業者に電話番号等を提供する契約のパターンは大きく2つございますが、まず、最初のチェック項目として、卸電気通信役務であることを特定した契約、これは双方が電気通信事業者であることを認識した契約でございますけれども、この場合、卸元事業者に次の2つの条件を課すこととしたいと考えております。

1ポツ目、卸先事業者が電気通信番号使用計画の認定を受けていることをしっかり確認すること。2ポツ目、卸契約に関する書面において、卸先事業者が電気通信番号の使用に関する条件を遵守することについて合意すること。

こうした措置を講じることで、認定を受けてない事業者には番号を提供できなくなり、また、卸先事業者が電気通信番号の使用に関する条件を遵守していない場合には、卸元事業者に、まずは総務省に通知してもらうことで、行政として必要な措置を取ることが可能となります。また、卸元事業者におきましても、契約違反としての対応が可能となるものと考えております。

次に、2点目のチェック項目として、それ以外の契約。主にユーザー約款を想定したルールでございますけれども、提供先が、このユーザー約款のサービスを利用して自らの電気通信事業の用に供する場合がございます。電気通信事業を行う上で、この利用者として、電気通信番号・サービスを調達すること自体が直ちに悪いということではございませんが、このユーザー約款ベースの取引についても、卸契約の場合のルールの抜け穴とならないように、情通審でも指摘がありまして、一定のルールが必要と考えております。

ただし、このユーザー約款ベースの取引は、電話番号・電話転送サービスに関する連絡会での議論によりますと、現状においても相当程度行われている実態がありまして、提供元事業者において、提供先が電気通信事業者であるかどうか、電気通信事業の用に供するの否か、これらを個々に確認することには困難性が伴うことが指摘されております。

このため、卸契約のときと同じように、提供側による主体的な確認までは求めませんが、1ポツ目にありますとおり、提供元の契約約款等において、提供先が電気通信事業の用に供する場合に電気通信番号の使用に関する条件を遵守するよう求めることとし、その一方で、2ポツ目になりますけれども、提供先に対しても、特別な事情がない限り、提供を受けた電気通信役務を自らの電気通信事業の用に供すること、そして電気通信番号使用計画の認定を受けていることを提供元事業者申し出ることを求めることといたしました。

このように卸契約以外の場合におきましても、一定のルールを定めることにより、不適正利用の抑止につながるものと期待しております。

また、運用上の問題として、提供元において相手先が事業者であることが判明した際には、改めて卸契約として相手先と契約を締結し直すことも十分あり得ると考えているところでございます。

以上が、利用者設備識別番号を提供する場合のルールになります。

次に、②のその他でございますけれども、3つのチェック項目を掲げてございます。

1点目、電気通信番号使用計画の認定を受けている電気通信事業者名等の公表でございますけれども、情通審の議論におきまして、電気通信番号使用計画の認定を受けずに事業を行っている者が存在するとの指摘があり、また、①で申し上げました卸元事業者による卸先事業者の確認が円滑にできるよう、総務省が認定を受けている電気通信事業

者名等を公表することを、電気通信番号計画に規定したいと思っております。

なお、括弧内に「定期報告の有無を勘案」とございますが、電気通信事業報告規則で求める定期報告を提出していない事業者につきましては、こうした事業者もリストに掲載・公表することによりまして、適切な対応を行っている事業者であるかのような誤ったメッセージとなりかねないことから、リストから除外することを予定しております。

2点目、電話転送役務の定義の見直しでございます。情通審答申におきましても、要検討事項として整理されたところですが、現行の定義は、利用者の端末設備に一旦着信した通信を転送することとしております。しかしながら、技術の進展とともに、利用者の端末設備に着信させなくても、電気通信事業者のネットワーク側で転送可能なサービスも出てきておきまして、こうしたケースも読み込めるように規定を見直すといったものでございます。

3点目でございます。固定電話番号の番号区画に関する個別実態に即した表記の見直しで、これは電話転送とは関係ない事項でございます。市町村合併に伴う市外局番の桁数の変更などに伴う規定の整備でございます。言わば日常的に改正を行っているものですが、大変僭越ながら、今回の諮問に合わせて、一部地域の番号区画の表記を見直すものでございます。

その下に※印がございます。電話転送役務に係る本人特定事項の確認方法に関する規定の整備です。本人確認証の1つである国民年金手帳が本年4月に廃止されましたけれども、他省の法令におきまして、現に交付されている国民年金手帳は、当分の間本人確認書類とみなすこととする旨の整理がなされましたので、電気通信番号計画におきましても、同様の手当てをするものでございます。

以上が、電気通信番号計画の変更でございますけれども、続きまして、(2) 関連制度の改正として、電気通信事業報告規則の改正となります。これは必要的諮問事項ではございませんけれども、(1) の内容と密接に関連しますので、御説明を申し上げます。

卸電気通信役務の提供状況としまして、現状においても、卸元事業者に対しまして、卸先事業者名等の報告は受けておりますけれども、(1) で説明しました卸契約の場合に求められる条件についての実効性を担保するため、卸元事業者が卸先事業者ごとに、電気通信番号使用計画の認定状況の確認を行ったのかどうか。そして、電気通信番号の使用に関する条件の遵守について合意したのかどうかについて、報告を求めることとしたいと思います。

その次の※印でございますけれども、一部報告事項につきましては、記載に書いてあるような観点から見直しを行うこととしたいと思っております。

次に2ポツの施行期日等でございますけれども、令和5年1月1日から施行したいと思っております。ただし、一部の利用者設備識別番号につきましては、当分の間、1(1)①の提供ルールは、適用しないことにしたいと思っております。

電気通信番号の提供ルールは、本来特定の番号のみを対象とすることなく、利用者設備識別番号の全てを対象とすることが適当と考えられます。しかしながら、※2に記載の携帯電話につきましては、本人確認ですとか、あるいは不正利用防止につきまして特別法がありますことから、固定電話番号や050などに比べて、必ずしも不適正利用が多い状況は見られてはおりません。また、他の2つにつきましては、音声用ではないことから、不適正利用等は関連性が低いと考えられます。

したがって、当分の間、音声伝送携帯電話番号、データ伝送携帯電話番号、IMS Iにつきましては、提供ルールを適用せず、それ以外の利用者設備識別番号であるOAB～J、050などの運用状況を見極めた上で、具体的な適用を検討していくこととしたいと考えてございます。

以上が、改正概要の全体になりますけれども、次のページ右肩3ページをお開きいただければと思います。

右肩2ページで説明しました内容をイメージとして図示したものでございます。左側にありますとおり、まず総務省は、電気通信番号使用計画の認定を受けた事業者のリストを公表したいと思っており、また、赤色の表の横軸に記載の事項を公表したいと思っております。その下に事業者から定期報告を頂く例として、青色の表である電気通信番号の使用状況、そして、卸電気通信役務の提供状況を記載しておりますけれども、こうした報告を提出しない事業者はリストに反映しないことを矢印で示しております。

なお、一番下の青色の表の赤囲みにつきましては、先ほど申し上げました新たに追加する部分として、確認・合意についての記載をお願いすることになります。

ページの右側は、前のページの提供ルールの概要を図示したものですので、詳細な説明は省略いたします。上段の卸契約の場合に「電気通信番号の管理に必要な連絡体制の構築」とありますが、卸元事業者と卸先事業者との間で、連絡をしっかりと取り合う体制を確保することが、不適正利用の抑止にもつながると考えられますことから、こうした事項についてもルールとして規定するものでございます。

それでは、次のページ、右肩の4ページをお開きいただければと思います。改正の内容ということで具体的な条文を示しております。

第1の総則には、総務省が電気通信番号使用計画の認定の状況を公表することを記載しております。第2には、電気通信番号の使用に関する基本的事項として各種の遵守事項などを定めておりますが、ここに5番目の事項として、提供ルールを規定することで、5点記載しております。ご確認ください。

右肩5ページをお開きいただければと思います。電気通信事業報告規則の卸電気通信役務の提供状況の様式の改正でございます。この様式に、赤字になっておりますけれども、先ほど申し上げました電気通信番号使用計画の認定状況の確認、電気通信番号の使用に関する条件の遵守の合意。こういった事項を記載する欄を追加するものでございます。

最後右肩6ページをお開きいただければと思います。改正に係るスケジュールということで、繰り返しになりますが、令和3年12月に情通審の答申を頂き、それを踏まえて、下の方に書いておりますが、電話番号・電話転送サービスに関する連絡会を開催し、まずは卸のルール化について議論してきました。

これを踏まえまして、本日諮問させていただき、明日から6月27日まで31日間、意見公募を実施し、7月の中旬を目途に御答申を頂きたいというふうに考えております。

右肩7ページ以降は参考資料として、情通審の答申の概要ですとか参考資料を載せておりますので、後ほど御確認いただければと思います。

説明は、以上でございます。御審議のほど、どうぞよろしく願いいたします。

○三友部会長　　どうも御説明ありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御意見あるいは御質問がございましたら、チャット機能にてお申し出ください。

藤井委員、よろしく願いいたします。

○藤井委員　　藤井でございます。御説明ありがとうございます。

1点質問させていただきたいのですが、電気通信番号使用計画の認定制度導入により、卸元から電気通信番号を卸している事業者名の報告が総務省になされていると思うのですが、現状では、卸元から電気通信番号を卸しているにも関わらず、卸先からは、電気通信番号使用計画が出てきていなくて認定がされてない事業者は一定数今の段階でもいると考えてよろしいでしょうか。

○三友部会長 事務局お願いいたします。

○鈴木電気通信技術システム課番号企画室長 情通審の中でも議論がありましたけれども、今、藤井委員がおっしゃったような事業者も、個別具体的には申し上げませんが、そういった事業者もいるかと認識をしております。

○藤井委員 ありがとうございます。恐らく今回そういう事業者を洗い出すことができることにあり、それを使って、今回認定事業者を公開する形になると理解しました。まずはこの形でどこまで認定状況が改善されるのかをしっかりと把握していただきたいと思いました。

また、もしこれで認定状況が改善されないとか、まだ犯罪などに使われる例が多いことがでてくると、ブラックリストの公開にも踏み込まなければいけないのかなと感じておりますので、今回この改正はよろしいのではないかと思います。継続的に状況を見ていただけると良いと思いました。

以上でございます。

○三友部会長 ありがとうございます。ぜひその点よろしくお願いいたします。

続きまして、大谷委員よろしくお願いいたします。

○大谷委員 日本総研の大谷でございます。私も本日御説明いただいた改正については、基本的に賛同の立場でございます。

ただ、藤井委員もおっしゃっていたように、今回の対策で十分に不適正利用が防止できない場合、追加の対策も検討しなければいけないと思っております。現在、多重卸が不適正利用の温床になっている可能性も指摘されていますので、そこに対する抜本的な対策が必要とならないように、現在取り得る対策を実効性あるものにしていただく、運用が徹底されるようにまずは期待したいと思います。

以上でございます。

○三友部会長 ありがとうございます。

事務局から何かございますでしょうか。

○鈴木電気通信技術システム課番号企画室長 ありがとうございます。

御懸念は十分理解しております。総務省としても、今回の施策だけで、百点満点、十分とは全然考えておりませんので、今後の運用状況を見ながら、検討していきたいと思っております。

ただ、いわゆる特殊詐欺対策は、番号制度だけで必ずしも劇的に効果が上がるもので

もないと思っておりますので、本日ご説明した資料の後ろに参考資料としてつけておりますけれども、警察庁と総務省の別のセクションが連携して、特殊詐欺があった場合に固定電話番号等の利用を停止する措置を実施しております。そういった取組等とも重層的に連携しながら、あるいは、警察庁ともしっかり意見交換しながらしっかり進めていくことで、抑止力を上げていきたいと思っております。今般の措置は、まずは電気通信事業法上の番号制度の中でスピード感を持ってやるという趣旨でルールを設けましたけれども、今後、しっかり状況を注視して、適切に対応してきたいと思っているところでございます。

以上でございます。

○三友部会長　ありがとうございます。

大谷委員、よろしいでしょうか。

○大谷委員　ありがとうございます。

○三友部会長　どうもありがとうございました。

続きまして、森委員、よろしくお願ひいたします。

○森委員　御説明ありがとうございます。私も藤井委員と大谷委員の御意見とほぼ同じではございますが、ちょっと具体的なポイントとしまして、3ページの制度化のイメージ。これでかなり改善が図られることは間違いないと思います。

その前提でなんですが、契約が2種類あって、1つが卸契約、卸電気通信役務であることを特定した契約で、1つがその契約約款と、このユーザーのような立ち位置で実際に卸す人も結構いることでございますけれども、この場合、利用者であり、その卸を受ける人の、その人に対して義務を課して、実はこれは再提供をするんですよと申告する義務を課すことかと思いますが、もともとその契約約款できていると。もともとその利用者の体で来ている事実関係がありますので、このところがうまくワークするか。

本来であれば、その上の契約で来るべきなのではないかとシンプルに考えるとそんな感じもいたしますので、契約約款では来るんだけれども、ちゃんと申告をさせることができているかどうかについては、しっかりと連絡会等を通じて確認をしていただきたいと思ひます。

以上です。

○三友部会長　ありがとうございました。

それでは、事務局から、今の御意見につきまして。

○鈴木電気通信技術システム課番号企画室長 森委員の御意見につきましても十分承知しております。まさにユーザー約款ベースでの契約におけるルールが、しっかりワークできるかどうかといった御懸念かと思えます。電話番号・電話転送サービスに関する連絡会で現状を聞きますと、相手先が事業者だと分かったときには卸契約に移ってもらうという運用をしている事業者もいると聞いております。これを強制することは難しいかもしれませんが、そういった運用を我々としても推奨していきたいと思っておりますし、また少し重ねて議論はしていきたいと思っております。

以上でございます。

○三友部会長 ありがとうございます。

森委員、よろしいでしょうか。

○森委員 ありがとうございます。

○三友部会長 ありがとうございます。

続きまして、西村委員、お願いいたします。

○西村委員 発言ありがとうございます。この仕組みによって、卸先と卸元との関係性がはっきりしていくのは大変望ましいことかと思っております。電気通信役務の中で、卸先、卸元のサービスがすごく今増えてきておりまして、2次卸、3次卸、4次卸とか、できる限りはあまり卸し過ぎないでほしいなと消費生活相談の現場からの思いでありまして、なかなか卸された先の先で問題があった場合の解決が難しいような状況もありますので、その辺の視点も持っていただければと思います。

以上です。

○三友部会長 大変重要な御指摘だと思います。

事務局、いかがでしょうか。

○鈴木電気通信技術システム課番号企画室長 ありがとうございます。

まさにこのルール化を検討するに当たっては、そもそも卸の禁止ということも、利用者サイドに立てばご意見としてありうると思っておりました。あるいは番号の指定を受けた事業者が、番号の再販の再販も含めて管理をしていくことなどもご意見として考えられるところであります。しかしながら、これらを実現しようとする、現行の番号制度だけで必ずしも対応できず、新しい法制度が必要になるかと考えられます。繰り返しになりますけれども、まずは、現行の電気通信事業法上の電気通信番号制度の中でできる手当てをスピード感を持ってやっていき、また、今般創設するルールを運用していく

中で、今後いろいろな状況変化がありますれば、改めて検討していきたいと、このように思っているところでございます。

以上です。

○西村委員　よろしく願いいたします。

○三友部会長　その点よろしく願いいたします。

そのほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

問題が顕在化しておりますし、今日の案につきましても、いろいろと御懸念もあるところだと認識しております。ぜひその点も踏まえながら、今後進めていただければと思います。

それでは、特に御意見がないようでございますので、本件につきましては、ただいまの御説明にありましたとおり、諮問された内容を報道発表するほか、インターネット等に掲載するなどして報告し、広く意見の募集を行うことといたします。本件に関する意見招請は、5月28日土曜日から6月27日月曜日までといたします。

また、提出された意見を踏まえ、電気通信番号委員会において、調査・検討いただいた上で、最終的に当部会として答申をまとめることとしてはいかがかと思えますけれども、そのような形でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○三友部会長　ありがとうございました。それでは、その旨決定することといたします。

○三友部会長　以上で、本日の審議は終了いたしました。

この機会に委員の皆様から何かございますでしょうか。よろしいですか。

事務局から何かございますでしょうか。

○福田情報流通行政局総務課課長補佐　次回の電気通信事業部会につきましては、別途御連絡を差し上げたいと思いますので、皆様方よろしく願いいたします。

以上です。

○三友部会長　以上で、本日の会議を終了いたします。朝早くからどうもありがとうございました。

閉　　会